

**バンダイナムコグループ行動規範**  
**バンダイナムコグループ取引先ガイドライン**  
**Ver.1.0**

2025年4月制定

株式会社バンダイナムコホールディングス

## はじめに

バンダイナムコグループは、すべての人々の人権を尊重するとともに、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる笑顔あふれる未来を世界中のすべての人とともに創りつづけることを目指しています。

この度、私たち自身とともに取引先の皆さまにも遵守していただきたい行動原則を「バンダイナムコグループ行動規範」（以下「本行動規範」といいます）として定め、本行動規範を実践していくうえでの指針を「バンダイナムコグループ取引先ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）として制定いたしました。

私たちは、取引先の皆さまとともにサステナビリティに関する課題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えております。

そのためには、私たちの製品・サービスの提供をさせていただき、取引先の皆さまとともに、サプライチェーン全体でサステナブル調達に関する課題の解決に取り組んでいくことが重要であると考えております。

何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

制定年月日 2025年4月1日

# バンダイナムコグループ行動規範

バンダイナムコグループは、すべての人々の人権を尊重するとともに、Bandai Namco's Purpose「Fun for All Into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる笑顔あふれる未来を世界中のすべての人とともに創りつづけるために、次の規範を制定し、これに基づき行動します。

## 1 法令・社会規範の遵守

高い倫理観をもって、あらゆる法令・社会規範を遵守します。国や地域の特性を踏まえ、その独自の文化や慣習・ルールを尊重するとともに、「よき企業市民」として、事業活動を通じて文化の発展に貢献し、豊かで明るい健やかな生活の実現に寄与します。

## 2 尊重しあえる社会の実現

バンダイナムコグループに関わるすべての人が、お互いを尊重しあえるよう、人権尊重に向けた取り組みを推進するとともに、誰もがいきいきと働ける職場環境を実現し、社会と企業の持続的な発展を目指します。

## 3 地球環境との共生

地球環境に配慮した事業を推進することが、社会と企業の持続可能な発展の実現に欠かせないことを認識し、様々なステークホルダーとともに、地球環境との共生を目指します。

## 4 公正・公平な取引の遵守

自由な競争のもと、公正で公平な取引を常に行い、取引先の皆さまとの相互理解・信頼関係を構築します。

## 5 適正な商品・サービスの提供

お客さまの安心・安全を第一に考え、適正な倫理規範のもと、品質や安全性が確保された商品・サービスをパートナーと一体となって提供し、顧客満足度の向上に努めます。

## 6 知的財産の適切な活用と保護

重要な経営資源である IP（キャラクターなどの知的財産）を適切に活用・保護することにより、エンターテインメントの持続的な発展に寄与します。

## 7 情報の適切な開示

社会とのコミュニケーションを図ることに努め、すべてのステークホルダーに対して、経営の透明性を確保するために、適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示します。

## 8 情報・資産の適切な管理・保全

会社資産の使用に当たっては、公私の区別をわきまえて、適正に使用し、企業活動に伴い取得する顧客情報・個人情報・企業活動から生じる機密情報について、その重要性を十分に理解し、情報漏洩をしないことはもちろんプライバシーに配慮するとともに、有事が発生した際にはいち早く事業を再開できるように適正に管理し保全します。

# バンダイナムコグループ取引先ガイドライン

## 取引先の皆さまへのお願い

取引先の皆さまにおかれましては、バンダイナムコグループの考え方や姿勢をご理解いただき、本ガイドラインの趣旨に沿った事業活動の推進をお願いいたします。また、皆さまの取引先様に対しても本ガイドラインを展開していただき、趣旨の理解浸透・普及に努めていただきますようお願い申し上げます。

取引先の皆さまに対して、本ガイドラインの遵守をお願いするとともに、定期的なモニタリングと評価を行う場合がございます。また対処が必要な課題が明らかになった際には、具体的な改善計画や実施状況の報告をお願いすることがございます。その場合は速やかなご対応をお願いいたします。

社会の環境変化に合わせ、本ガイドラインは適宜見直し、改訂する可能性があることをご理解ください。

## 目次

<b>1 法令・社会規範の遵守</b> .....	8
<b>2 尊重しあえる社会の実現</b> .....	8
<b>2-1 人権・労働</b> .....	8
2-1-1 強制的な労働の禁止	
2-1-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
2-1-3 労働時間への配慮	
2-1-4 適切な賃金と手当	
2-1-5 非人道的な扱いの禁止	
2-1-6 差別の禁止	
2-1-7 結社の自由、団体交渉権	
<b>2-2 安全衛生</b> .....	9
2-2-1 労働安全	
2-2-2 緊急時への備え	
2-2-3 労働災害・労働疾病	
2-2-4 産業衛生	
2-2-5 身体的負荷のかかる作業への配慮	
2-2-6 機械装置の安全対策	
2-2-7 施設の安全衛生	
2-2-8 安全衛生のコミュニケーション	
2-2-9 労働者の健康管理	
<b>3 地球環境との共生</b> .....	11
3-1 環境許可と報告	
3-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	
3-3 大気への排出	
3-4 水の管理	
3-5 資源の有効活用と廃棄物管理	
3-6 化学物質管理	
3-7 製品含有化学物質の管理	

<b>4 公正・公平な取引の遵守</b> .....	12
4-1 腐敗防止	
4-2 不適切な利益供与および受領の禁止	
4-3 公正なビジネスの遂行	
4-4 通報者の保護	
4-5 責任ある鉱物調達	
<b>5 適正な商品・サービスの提供</b> .....	13
5-1 製品の安全性の確保	
5-2 品質管理	
5-3 正確な製品・サービス情報の提供	
<b>6 知的財産の適切な活用と保護</b> .....	13
6-1 知的財産の尊重	
<b>7 情報の適切な開示</b> .....	13
7-1 適切な情報開示	
<b>8 情報・資産の適切な管理・保全</b> .....	14
8-1 サイバー攻撃に対する防御	
8-2 個人情報の保護	
8-3 機密情報の漏洩防止	

## 1 法令・社会規範の遵守

自国および事業を行う国・地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重すること。

## 2 尊重しあえる社会の実現

### 2-1 人権・労働

関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重すること。

#### 2-1-1 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いないこと。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守ること。

#### 2-1-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせないこと。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させないこと。

#### 2-1-3 労働時間への配慮

労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させないこと。国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理すること。

#### 2-1-4 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に適用される、すべての法規制を遵守すること。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮すること。

#### 2-1-5 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待・強制・ハラスメントなどの非人道的な扱いや、そのような可能性のある行為を労働者に行わないこと。また、労働者に寮を提供する場合は、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保すること。



### 2-1-6 差別の禁止

差別およびハラスメントを行わないこと。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮すること。

### 2-1-7 結社の自由、団体交渉権

現地の法規制を遵守したうえで、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重すること。

## 2-2 安全衛生

関連法規制を守るだけでなく、ILOの安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行うこと。

### 2-2-1 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保すること。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮をすること。

### 2-2-2 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行うこと。

### 2-2-3 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じること。

### 2-2-4 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行うこと。

### 2-2-5 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理すること。

### **2-2-6 機械装置の安全対策**

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施すること。

### **2-2-7 施設の安全衛生**

労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保すること。また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保すること。

### **2-2-8 安全衛生のコミュニケーション**

労働者が被る可能性のある職務上のさまざまな危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供すること。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築すること。

### **2-2-9 労働者の健康管理**

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行うこと。

## 3 地球環境との共生

### 3-1 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を実施すること。

### 3-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の削減活動に継続的に取り組むこと。

### 3-3 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施すること。

### 3-4 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源・使用・排出をモニタリングし、節水すること。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施すること。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行うこと。

### 3-5 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えること。

### 3-6 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定・表示・および管理を行い、安全な取り扱い・移動・保存・使用・リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理すること。

### 3-7 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守すること。

## 4 公正・公平な取引の遵守

### 4-1 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行わないこと。

### 4-2 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しないよう徹底すること。

### 4-3 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行うこと。

### 4-4 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復が行われないよう適切な管理をすること。

### 4-5 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデューディリジェンスに取り組むこと。

## 5 適正な商品・サービスの提供

### 5-1 製品の安全性の確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たすこと。

### 5-2 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するだけでなく、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守すること。

### 5-3 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供すること。

## 6 知的財産の適切な活用と保護

### 6-1 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行うこと。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護すること。

## 7 情報の適切な開示

### 7-1 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働・安全衛生・環境活動・事業活動・組織構造、財務状況・業績に関する情報を必要に応じて開示すること。記録の改ざんや虚偽の情報開示を行わないこと。

## 8 情報・資産の適切な管理・保全

### 8-1 サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理すること。

### 8-2 個人情報の保護

サプライヤー・顧客・消費者・従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護すること。

### 8-3 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護すること。

## おわりに

取引先の皆さまにおかれましては、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備をお願いいたします。

また、本ガイドラインにてお願い申し上げている事項の遵守を実現いただくため、

- (1)自社の管理体制の構築
- (2)本ガイドラインの要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスの構築
- (3)法令などで規制される技術や物品の輸出入に関する、明確な管理体制の整備および適切な輸出入手続の実施
- (4)自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するための、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムの構築（自社での構築が困難である場合は、後述する弊社窓口のステークホルダーへの周知も一つの方法たりえます）
- (5)本ガイドラインに対する取り組みおよび関連する法規制に基づく情報の開示

についても、実施いただくようお願いいたします。

## 社外ステークホルダー通報窓口

バンダイナムコグループは、グループ各社の取引先の従業員の皆さまからの人権に関わる苦情・通報・相談を受け付けています。バンダイナムコグループ各社とのお取引において、本行動規範および本ガイドラインから逸脱する行為・事案がありましたら、下記のバンダイナムコホールディングス公式サイトのお問い合わせ窓口までご連絡をいただけますようお願いいたします。

**バンダイナムコホールディングス公式サイト お問い合わせ窓口**

<https://www.bandainamco.co.jp/cgi-bin/form/index.cgi/contact/inquiry/index>



## 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、JEITA（一般社団法人 電子情報技術産業協会）の「責任ある企業行動ガイドライン」（Ver 1.1）等を参考に作成しており、必要に応じて適宜見直しを行い、改訂してまいります。

発行日	Ver	内容
2025年4月1日	1.0	バンダイナムコグループ取引先ガイドライン初版発行

本ガイドラインに対する解説書として、JEITAによる「責任ある企業行動ガイドライン」内の付属書を参考にご確認いただけます。

JEITAの「責任ある企業行動ガイドライン」は、今後予告なく改定されることがあります。最新版は下記、JEITAのホームページをご覧ください。

**【ダウンロード版】責任ある企業行動ガイドライン**  
～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～  
<https://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=769&cateid=1>